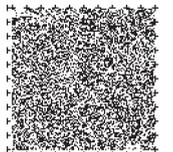


第 1 章

計画策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

昭和 56 (1981) 年の「完全参加」をテーマとする「国際障害者年」を契機に、障害者福祉は大きく変化しました。国では、平成 5 (1993) 年 3 月に「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、同年 12 月には「障害者基本法*」が施行されました。以後も、平成 15 (2003) 年の「措置制度*」から契約に基づく「支援費制度」への移行、平成 16 (2004) 年の「障害者基本法」の改正と「発達障害者支援法*」の成立、平成 18 (2006) 年の「障害者自立支援法」の施行など、障害者をめぐる環境はめまぐるしく変化を続けてきました。

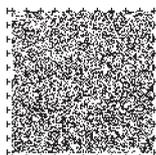
近年では、国際連合の「障害者権利条約」の批准*に向けて法制度の整備が進められました。平成 23 (2011) 年には「障害者基本法」が改正され、平成 24 (2012) 年には「障害者総合支援法*」、平成 25 (2013) 年には「障害者差別解消法*」が成立し、「障害者雇用促進法*」が改正されました。これら法の整備を受け、平成 25 (2013) 年 12 月 4 日に国会で「障害者権利条約」の締結が承認され、平成 26 (2014) 年 1 月 20 日に国連より批准書が寄託されました。

県では平成 24 (2012) 年に『『ノーマライゼーション*』と『完全参加』』を基本理念とする「新しいばらき障害者プラン」が策定され、平成 26 (2014) 年には「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が制定されています。

本市においても、平成 22 (2010) 年に「土浦市障害者計画」を、平成 24 (2012) 年にはその実施計画に当たる「土浦市障害福祉計画」を策定し、障害のある人もない人も「ともに生きるうるおいのあるまちをめざして」取り組んできました。

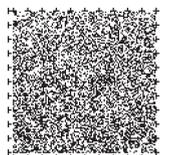
「土浦市障害者計画」及び「土浦市障害福祉計画」は、障害者福祉や社会経済情勢の変化を踏まえ、ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人も障害のない人も同じように、いきいきと暮らしていける社会の構築をめざし、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

昨今の法制度の変化に加え、「土浦市障害者計画」は東日本大震災*後初めての見直しとなります。以上のような背景を踏まえ、社会情勢の変化とともに多様化するニーズに対応することのできる計画とするため、「土浦市障害者計画」及び「土浦市障害福祉計画」を一体性のある計画として策定することとしました。



■最近の主な関連法制度・計画の動き

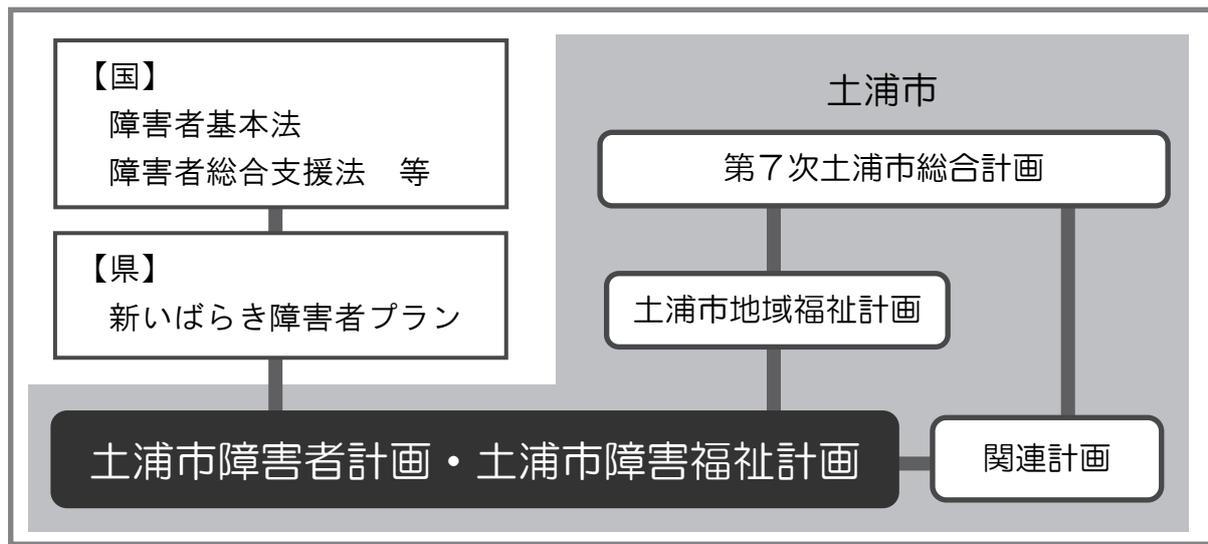
時期	法律・計画名等	主な内容
平成 19 年 9 月	障害者権利条約 （障害者の権利に関する条約）に署名 【平成 26 年 1 月批准】	障害者の人権や基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進する。障害者の権利を実現するための措置等を規定など。
平成 22 年 3 月	土浦市障害者計画 の成立【計画期間：平成 22 年度～32 年度】※障害者基本法に基づく計画	「ともに生きるうらおいのあるまちをめざして」を基本理念に、地域との協働*、総合的な福祉サービスの提供、自立生活の支援の視点に基づき 7 つの基本目標を設定。
平成 23 年 8 月	障害者基本法の一部を改正する法律 の施行	障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障害者の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障害者の保護等を追加など。
平成 24 年 3 月	新しいばらき障害者プラン の成立【計画期間：平成 24 年度～29 年度】	「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念に、ひとりひとりが尊重される社会、質の高い保健・医療・福祉の充実、快適に暮らせる社会をめざす。
平成 24 年 3 月	土浦市障害福祉計画 （第 3 期）の成立【計画期間：平成 24 年度～26 年度】※障害者自立支援法に基づく計画	土浦市障害者計画の基本理念に基づき、在宅障害者へのサービスの充実、日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の充実の 4 つの基本目標を設定。
平成 24 年 4 月	児童福祉法* の改正	障害児支援の強化として児童福祉法を基本とした身近な地域での支援の充実、放課後等デイサービス等の障害児通所支援の創設など。
平成 24 年 10 月	障害者虐待防止法* （障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の施行	障害者虐待とその類型等を定義。虐待*を受けた障害者の保護、養護者に対する支援の措置など。
平成 25 年 3 月	第 2 次土浦市地域福祉計画 の成立【計画期間：平成 25 年度～29 年度】	「あたたかいふれあいのあるまちづくり」を基本理念に、安心して暮らせるまちづくり、人を育てるまちづくり、参加と協働によるまちづくりへのチャレンジを推進。
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行【一部平成 26 年 4 月施行】 ※障害者自立支援法からの移行	「法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会*を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁*の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」を基本理念に、障害者の範囲の拡大、障害支援区分*の創設、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加など。
平成 25 年 4 月	障害者優先調達推進法* （国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）の施行	国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図るなど。
平成 25 年 6 月	障害者差別解消法 （障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の成立 【平成 28 年 4 月施行】	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関、民間事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進するなど。
平成 25 年 9 月	国の 障害者基本計画 の成立 【対象期間：平成 25 年度～29 年度】	すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調を基本原則に障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する。



2 計画の性格と位置づけ

「土浦市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当し、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。また、「土浦市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条において策定が定められた「市町村障害福祉計画」に相当し、「土浦市障害者計画」の実実施計画として位置づけています。

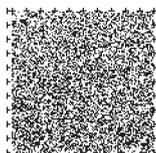
策定にあたっては、本市の「第7次土浦市総合計画」を基本とし、国や県の計画に則したものとするとともに、「土浦市地域福祉計画」など、本市の各計画との整合を図ります。



3 計画期間

「土浦市障害者計画（後期計画）」の期間は平成27（2015）年度から平成32（2020）年度までの6年間とし、「土浦市障害福祉計画（第4期）」の期間は平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までの3年間としますが、社会情勢の変化等により必要に応じて、見直し等を行うこととします。

平成（年度）	24	25	26	27	28	29	30	31	32
土浦市障害者計画	前期計画 (平成22年度～26年度)			後期計画					
			見直し						見直し
土浦市障害福祉計画	第3期			第4期			第5期		
			見直し		見直し				見直し



4 計画の対象

平成23年8月に改正された障害者基本法では、「障害者」の定義を、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害*を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と見直し、その定義を広くして、明確化しました。

そのため、本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害*、難病*等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

5 計画の策定体制と市民意見の反映

計画の策定にあたっては、公募市民、障害者団体及び関係機関等の役職員、学識経験者、民生委員児童委員等により構成する「土浦市障害者計画策定委員会」において、計画内容などについて検討・審議を行い、庁内においても、関係部局から選出した委員により構成する「土浦市障害者計画研究会」を設置し、計画に係る諸課題についての調査・研究、具体的施策等の検討や関係部局間の調整などを行いました。

なお、障害福祉計画については、「土浦市地域自立支援協議会*」に意見を求めました。

平成26年6～7月にはアンケート調査（障害者・市民・福祉関係者）、同7月には障害者団体ヒアリング調査を実施し、計画策定の基礎資料としています。

また、市民の意見を広く募って計画に反映させるため、パブリック・コメント*を実施しました。

